

り、その実質的な検討をしないまま、形式的に2012年最高裁判決に従った判断を下したことは真に遺憾である。

4 本判決は、10・23通達・職務命令・懲戒処分が、憲法19条、20条、23条、26条違反及び改定前教育基本法10条（不当な支配の禁止）に該当し違憲違法であるという原告ら教職員の主張については、従前の判決を維持し、これを認めなかった。

また、不起立行為が軽微な非違行為とはいえ、本件処分時点で減給以上の処分を選択することが裁量権の範囲を超えるものとの見解が一般的であったとはいえないなどとして国家賠償請求も棄却した。

これらは事案の本質を見誤るものであり、きわめて遺憾というほかはない。

5 都教委は、この司法判断を踏まえて「国旗・国歌強制システム」を見直し、教職員に下した全ての懲戒処分を撤回するとともに、将来にわたって一切の「国旗・国歌」に関する職務命令による懲戒処分及びそれを理由とした服務事故再発防止研修を直ちにやめるべきである。

都教委は2013年12月に、最高裁が裁量権の逸脱・濫用として減給処分を取消した7名の現職教職員（本訴原告2名を含む）に対し改めて戒告の再処分を行い、次いで2015年3月末から4月にかけて、原審判決によって減給処分の取消しが確定した原告ら教職員26名のうち現職の教職員9名に対し再処分を行ったが、これらは最高裁の苦言を無視した暴挙というべきであり、到底許されるものではない。

都教委は直ちに10・23通達を撤回して職務命令の発出をやめ、教育現場での「国旗・国歌」の強制と、「国旗・国歌」強制に象徴される教職員に対する管理統制をあらためるべきである。

わたしたちは、今後も「国旗・国歌」の強制を許さず、学校現場での思想統制や教育支配を撤廃させて、児童・生徒のために真に自由闊達で自主的な教育を取り戻すための取組を続ける決意であることを改めてここに宣言する。

2015年12月4日

東京「日の丸・君が代」処分取消訴訟（三次訴訟）原告団・弁護団